|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **建築確認に係る中間検査受付票** | 受 付 | ※ |
| ※印欄には記入しないで下さい。 |
| 中間検査申請書を持参された方の氏名及び確認番号 | 持参された方 | 確認番号（計画変更がある場合は、変更後の確認番号） |
|   | 　第　　　群建技建築　　　　　号 |
| 申請延床面積 |  ㎡ | （建築物が複数棟ある場合は,中間検査対象となる床面積を記入） |
| 手数料（戸建て住宅・長屋・共同住宅） | （延べ面積Ａ≦３０㎡） [ ] 17,000 円（３０㎡＜Ａ≦１００㎡）　[ ] 18,000 円（１００㎡＜Ａ≦２００㎡）[ ] 22,000 円（２００㎡＜Ａ≦５００㎡）[ ] 27,000 円遠隔地加算※ [ ]  3,000 円※嬬恋村、草津町、館林市、明和町、板倉町 |  支払区分 | [ ] 　現　金[ ] 　振　込（※要協定） |
| 預かり金額 |  円 |
| 釣 り 銭 |  (※□釣り銭返却確認） 円 |
| 領収書宛名 |  [ ] 建築主　　[ ] 代理者　　[ ] 設計者　　[ ] 施工者 [ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 電話予約年月日 |  令　和　　　　年　　　　月　　　　日　　　　 |
| 案内図の添付 | [ ] 有 　[ ] 無 | 委 任 状 の 添 付 | [ ] 有 　[ ] 無 |
| 現場での駐車の可否(駐車禁止区域での路上駐車は否とする。) | [ ] 可 [ ] 否（否の場合は、上記案内図に現場周辺で駐車可能な場所をご教示下さい。） |
| 本工事は、建築士である工事監理者によって設計図書どおり実施されたことが確認されていますか | [ ] 建築士の工事監理有り　 [ ] **建築士の工事監理なし**（建築士による工事監理「有」の場合）[ ] 第２面４欄　工事監理を行った建築士等の記入[ ] 第３面２欄「ｲ」令第１０条各号に掲げる建築物の区分の記入 |
| 設計者・工事監理者の変更の有無 |  [ ] 有　　[ ] 無 （有の場合は名義変更届け出済みであることを確認※□） |
| 計画変更の有無 |  [ ] 有　　[ ] 無（変更前の確認番号 第　　群建技建築　　　　号） |
| 第３面１１欄軽微な変更の有無 |  [ ] 有（[ ] 内容を記載した書類） 　[ ] 無 |
| 合格証郵送希望の有無 |  [ ] 有　　[ ] 無（有の場合：[ ] 宛名記入封筒及び切手貼付）  |
| 住宅の規模 |  ・地上２階建以上ですか ・申請延べ床面積が100㎡を超えますか**注１)** | [ ] はい [ ] いいえ[ ] はい [ ] いいえ |
| 適 　用 除 外 の 建 築 物 | 型式部材等の製造者認証に係る建築物ではありません | [ ] はい [ ] いいえ |
| 住宅性能表示制度を利用した建築物ではありません |  [ ] はい [ ] いいえ |
| 住宅金融公庫証券化支援事業（フラット３５・適合証明）を利用した建築物ではありません　**注２）当センターの業務区域内では前橋市・高崎市・伊勢崎市・****桐生市以外の区域については、住宅瑕疵担保保険の中間検査を実施することで基準法****の中間検査の省略は出来ませんのでご注意下さい。** | [ ] はい [ ] いいえ |
| 丸太組工法を用いた建築物ではありません | [ ] はい [ ] いいえ |
| 本票「申請延床面積」には、別棟となる車庫.物置等で規模により中間検査 対象外となる建築物の床面積は含まれていません | [ ] はい [ ] いいえ |
| **◎申請地が前橋市・高崎市・伊勢崎市・桐生市の場合のみ記入**住宅瑕疵担保履行法の保険適用はありません | [ ] はい [ ] いいえ |
| **◎申請地が太田市の場合のみ記入**注文住宅ではありません | [ ] はい [ ] いいえ |

**注１）申請地が太田市の場合はチェック不要です。太田市で建売住宅の場合、規模にかかわらず中間検査の対象となります。**